

知恵と力を合わせて信州を元気に

MONTHLY REPORT

2017

月刊

# 中小企業レポート

# 11

No.492

長野県中小企業団体中央会

特集

第69回中小企業団体全国大会を松本市において開催



# けんしん で新しいサービスはじめました。

信州を応援！  
—地域の魅力をプロデュース—

Tポイント貯まります



T-POINT

## 「Tポイント」貯まります。



スマホ窓口からの  
普通預金  
口座開設で

200ポイント



給与振込  
(5万円以上)の  
ご指定で

400ポイント



年金振込の  
ご指定で

400ポイント

※Tカードをお持ちのお客さまが対象となります。

スマホ専用アプリ

# スマホ窓口

1つのアプリで、  
24時間いつでもどこでも、  
いろいろなご要望に  
お応えします。

ダウンロード  
無料!

「普通預金をつくりたい」  
口座開設

「通帳の中を見たい」  
スマホ通帳

「近くのATMまでの距離は」  
店舗・ATM検索

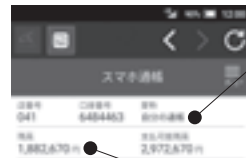
「振込をしたい」  
インターネット  
バンキング



スマホの中の通帳を記帳、入出金をすぐに確認!



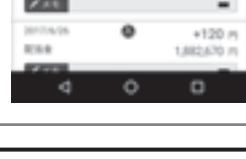
通帳に愛称が  
つけられます。



記帳するボタン  
を押すと、最新  
の取引内容が  
記帳されます。



残高が  
表示されます。



メモを入力する  
ことができます。

●詳しくは、窓口または担当者までお問い合わせください。

知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊 中小企業レポート

2017

11

No.492

- 2 **特集**  
第69回中小企業団体全国大会を  
松本市において開催

---

- 10 **信州の100年企業**  
株式会社宮澤印刷（駒ヶ根市）

---

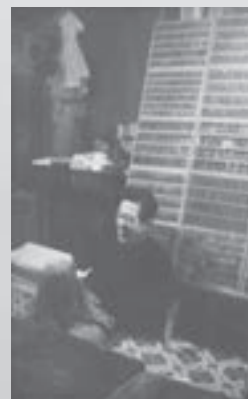
- 11 **全中インフォメーション**

---

- 12 **中央会インフォメーション**

---

- 16 **好機逸すべからず**  
セラテックジャパン株式会社（長野市）  
大雪渓酒造株式会社（北安曇郡池田町）



活版印刷の際に使用する大量の活字。当時は、活字の保有量が会社の規模を示しました。

<株式会社宮澤印刷が提供するもの>

印刷機械がコンピューター制御によるハイテク産業に変わっても、活版印刷の全盛期から印刷を通じて伝えたい想いは変わりません。時代が変化の中で、今後も印刷を通じた地域社会への貢献を考え続けていきます。

※表紙は宮澤印刷が制作されました

特集

# 松本市で全国大会を開催！ ～団結は力 見せよう組合の底力！～

10月26日、爽やかな秋晴れの中、松本市「キッセイ文化ホール」において第69回中小企業団体全国大会を開催しました。

大会のメインテーマを「団結は力 見せよう組合の底力！」として、武藤容治経済産業副大臣、田畑裕明厚生労働大臣政務官、谷合正明農林水産副大臣をはじめ多数の来賓のご臨席のもと、本県の参加者740余名を含め、全国から多数の方にお出でいただき、合計2,500名にご参加いただきました。



開会のアトラクションとして松本アルプホルンクラブの雄大な自然を感じさせる演奏で幕を開けた全国大会は、唐沢政彦副会長の開会宣言により始まり、大村功作全国中小企業団体中央会会長の開会挨拶の後、開催地挨拶で春日英廣会長は「事業承継や働き方改革等、中小企業が直面する課題は多い。中小企業団体の現状を訴え、様々な施策拡充へ働きかけていきたい」と述べられました。

続いて阿部守一長野県知事及び菅谷昭松本市長からそれぞれ歓迎のあいさつをいただきました。

大会の議長には、春日英廣会長が就任し、「実感ある景気回復と中小企業・小規模事業者の生産性向上支援等の強化」「地域活性化を担う中小企業・小規模事業者に対する支援の拡充」等を具体化した16項目を決議しました。また、決議に際し、服部正愛媛県中央会会長から意見発表が行われ、満場の賛同を得て決議案は採択されました。さらに、本大会の意義を内外に表明するため、吉江慎太郎長野県中小企業青年中央会会長が「大会宣言」を高らかに宣言し、満場の拍手のもと採択されました。

続いて、優良組合等の表彰が行われ、本県からは長野卸売市場協同組合（長野市：仁科恵敏理事長）、上小建設事業協同組合（上田市：宮下勝久理事長）、企業組合Vif穂高（安曇野市：小林幸岐人理事長）、伊那平生活環境事業協同組合（伊那市：橋爪麻人理事長）の4組合が表彰されました。

記念大会となる次回の第70回大会は、京都府京都市での開催が決定し、大会旗が大村功作全国中央会会長から渡邊隆夫京都府中央会会長へ手渡されました。

その後、高田坦史中小企業基盤整備機構理事長の掛け声で万歳三唱が行われ、和田晶宜副会長の閉会挨拶により全国大会は盛会裏に閉会しました。

## 第69回中小企業団体全国大会スローガン

1. 実感ある景気回復と被災地の復旧・復興の加速化
2. 生産性向上・ものづくり対策の強化
3. 事業承継施策の抜本的強化
4. 中小企業組合等連携組織対策の強化
5. 中小企業の実態を踏まえた働き方改革の推進
6. まちづくりの推進と観光・商業・サービス業対策の拡充

## 宣 言

本日、中小企業団体の代表2,500名は、「団結は力 見せよう組合の底力！～地方創生は連携による地域力アップと強力な発信～」をスローガンに、日本有数の名峰を臨む城下町、ここ長野県松本市に集い、約27,000の中小企業組合等の総意を取りまとめ、その実現に向けて、共に取り組むことを決議した。

中小企業・小規模事業者は、深刻化する人手不足や円滑な事業承継、生産性の向上、頻発する自然災害など、数多くの経営課題を抱えている。

こうした中、地域の経済・雇用を支える私達は、自らの経営基盤を強化し、持続的に成長することが求められている。そのためには、個々の努力に加えて、組合の持つ「つながる力」を大いに発揮し、直面する課題に対して、全力で取り組んでいかなければならない。

これには、国や地方公共団体による強力かつ継続的な支援が必要である。よって、本大会の決議事項が早期に実現されることを強く求める。

中小企業及び組合、そして中央会は、仲間達の努力が、明日、1年後、10年後、50年後、そして100年後の日本の礎となるべく、積極果敢に行動することを決意する。

上宣言する。

平成29年10月26日

第69回中小企業団体全国大会

## 県内優良組合表彰

### 長野卸売市場 協同組合



理事長 仁科 恵敏  
設立年月日 昭和63年3月17日  
組合員数 48名  
専従者数 3名  
主な共同事業 ①共同購買事業

### 上小建設事業 協同組合



理事長 宮下 勝久  
設立年月日 昭和25年2月28日  
組合員数 22名  
専従者数 2名  
主な共同事業 ①生コンクリートの共同購入  
②砕石の共同購入

### 企業組合 Vif穂高



理事長 小林 幸岐人  
設立年月日 平成19年1月4日  
組合員数 112名  
専従者数 87名  
主な共同事業 ①農畜産物の販売  
②食料品の製造・販売  
及び新商品開発

### 伊那平生活環境事業 協同組合



理事長 橋爪 麻人  
設立年月日 平成10年6月9日  
組合員数 7名  
専従者数 1名  
主な共同事業 ①共同受注

## 決議内容 (抜粋)

### I 実感ある景気回復と中小企業・小規模事業者の生産性向上支援等の強化

#### 【要望事項】

##### 1. 景気回復を実感できる対策の加速化

- (1) 実感ある景気回復と経済の好循環が隅々まで確実に浸透するよう、「経済財政の運営と基本方針2017」、「未来投資戦略2017」等を着実かつ迅速に実行し、中小企業・小規模事業者の持続的な成長と生産性向上を支援すること。
- (2) 地方創生交付金の拡充と恒久化を行うこと。
- (3) 2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック大会に向けて、大会関連施設の建設をはじめ道路・交通網等のインフラ整備、大会関連の物品調達等において、中小企業・小規模事業者及び中小企業組合の積極的な活用を図ること。
- (4) 地域資源活用等による国内観光産業の振興と地域ブランドの発掘・育成を強化し、地域経済の活性化を図ること。

##### 2. 中小企業・小規模事業者の生産性向上・経営力強化に対する支援の拡充

- (1) 「革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金」は、試作品や新サービス開発、設備投資の増進を図り、地域経済の活性化に大きな効果をもたらす非常に有効な支援策であることから補正予算等により事業を継続するとともに、過年度実施してきた補助事業者が、ものづくり補助金事業を活用し、試作開発、設備投資を行った成果品の販路開拓、販売促進を図るため、フォローアップ事業に対する支援の拡充を行うこと。
- (2) 中小企業・小規模事業者がIoTをはじめとした新しいIT技術の導入・活用に取り組むための支援策を講じること。
- (3) ものづくり分野における人材の確保と次代を担う若

手人材の育成を図る施策を継続して強化すること。

- (4) 取引上優位な立場の親事業者が下請事業者に対して、買いたたきなど一方的に有利な取引条件を強要することのないよう、下請代金支払遅延等防止法等の違反行為に対して一層積極的かつ迅速に対処すること。

##### 3. 中小企業組合等に対する支援の拡充

- (1) 中小企業組合の力が十分発揮できるよう、新たな環境変化に対応した中小企業組合制度改善による組合員企業の安定と基盤強化への寄与に努めること。
- (2) 中小企業等経営強化法に基づく「事業分野別指針」の策定業種の拡大、策定後の当該業種の組合等の声を踏まえた検証・見直しを行うこと。

また、同法に設置された「事業分野別経営力向上推進機関」が行う取組みを後押しするよう、同機関の運営を担う組合等の人材教育を強化すること。

- (3) 多くの業種団体を抱える中小企業団体中央会が「事業分野別経営力向上推進機関」と連携し、各事業分野別にきめ細かく経営力強化を図る支援が十分できるよう、組合等連携組織に対する予算を安定的に確保・拡充すること。
- (4) 新事業展開や既存事業のブラッシュアップ、組合員である中小企業・小規模事業者の課題解決等を行う中小企業組合等に対する補助金制度の改善・拡充を行うこと。
- (5) 中山間地域における地域コミュニティの維持、生活基盤の確保、産地ブランドの推進を図るための農・商・工・サービス業の連携・組織化による振興策の拡充に努めること。
- (6) 創業・起業により雇用促進を図る企業組合への支援策を改善・強化すること。

### II 地域活性化を担う中小企業・小規模事業者に対する支援の拡充

#### 【要望事項】

##### 1. 事業承継、事業再生・再編等に対する支援の拡充

- (1) 深刻化している後継者不足に対応するため、早急かつ円滑な事業承継、事業再生・再編を進められるよう補助金等の拡充を図ること。
- (2) 「小規模事業者持続化補助金」等の拡充・継続に努めること。

##### 2. 官公需対策の強力な推進

- (1) 国等は、「平成29年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」で示した中小企業・小規模事業者向けの契約目標額及び目標率について、執行の平準化を図りつつ、必ず目標を上回る契約実績を達成するとともに

官公需施策の一層の徹底を図ること。

- (2) 国等は、採算性を度外視した価格での落札が行われないよう最低制限価格制度を導入するほか、低入札価格調査制度を積極的かつ適切に運用すること。
- (3) 競り下げ方式（リバースオークション）を即時廃止すること。
- (4) 各発注機関は、分離・分割発注の推進に努めること。
- (5) 少額随意契約の意義を広く正確に広報するとともに、その適用限度額を引き上げること。
- (6) きめ細かな官公需相談業務に対応するため、「官公需総合相談センター」への予算措置を講じるなど拡充・強化すること。

(7) 国等は、官公需適格組合制度の周知徹底を強化し、各発注機関において中小企業・小規模事業者の受注機会の拡大を図る官公需適格組合への発注目標を設定するなどの取組みを行うこと。

特に、被災地における官公需適格組合等を積極的に活用すること。

(8) 官公需適格組合における監理技術者等の在籍出向について、組合員の受注機会の確保・増大につながるよう、実効性の高い制度に見直すこと。

### 3. 海外展開に対する支援の拡充

(1) 企業連携による海外見本市・展示会など海外市場に向けた販路開拓支援を継続・強化すること。特に、中小企業・小規模事業者が率先してグローバルなバリューチェーンに参画できるよう、新輸出大国コンソーシアムの専門家増員等により、TPP等の利活用の強力かつ迅速な推進を含め、中小企業の海外展開を積極的に支援すること。

(2) 人材等の活用を通じた海外展開への支援策を引き続き推進すること。

(3) 外国人旅行者4,000万人誘致実現に向けたインフラの整備と施策を引き続き強力で推進すること。

### 4. まちづくりの推進・商業集積に対する支援の拡充、商取引の適正化

(1) コンパクトシティを国主導で推進するとともに、中心市街地活性化の起爆剤となるプロジェクトに対して、集中的支援を行う仕組みを構築すること。まちづくり社会の機能強化を図るとともに、地域商業の再生のた

めの魅力発掘等に対する強力的支援を行うこと。

また、地方都市においては、空き地や空き店舗の利用を促進するとともに、地域の歴史や文化に十分に配慮した支援を行うこと。

(2) 賑わいと魅力ある「まちづくり」を推進するため、まちづくり三法（大店立地法、中心市街地活性化法及び都市計画法）の見直しを速やかに行うこと。

(3) 大規模集客施設に対する立地規制を緩和する都市計画法の見直しは行わないこと。また、大規模集客施設の郊外開発行為に対して、厳格かつ適正に対処するため、土地利用に関するゾーニングの条例やガイドラインの制定を促進すること。

(4) 平成27年度から導入された消費税免税販売制度「一括カウンター」などの効果により、外国人観光客の消費は拡大しているが、中小企業・小規模事業者が単独で免税手続きを行うには事務が煩雑であることに加え、人的・財政的な負担が生じることから、支援措置を講じること。

(5) 平成26年に廃止された「地域商店街活性化事業（にぎわい補助金）」に代わる、意欲ある商業者によるハード・ソフト面の取組みに対して補助金制度を創設すること。

(6) 地域活性化の妨げになるような商店街の空き店舗や遊休施設の積極的な活用を促進するため、これらの施設にかかる固定資産に特別課税措置を講じることが可能な国家戦略特区を創設すること。

## III 震災復旧・復興支援、豪雨等による災害対策の拡充

### 【要望事項】

1. 熊本地震、鳥取県中部地震、東日本大震災、豪雨災害に対する復旧・復興の更なる推進

(1) 復旧・復興対策の十分かつ柔軟な財政措置を講じるとともに、被災した組合及び中小企業・小規模事業者の経営再建、事業継続のための復旧・復興補助事業等に万全の措置を講じること。

(2) 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（中小企業等グループ補助金）を継続するとともに、補助対象の拡大及び認定や交付決定に要する期間の短縮を行うこと。また、事業再開後の継続的な支援と補助事業の実施に必要

な支援を強化すること。

(3) 被災事業者に対する貸付条件の緩和や手続きの簡素化、借入金の返済猶予など、資金調達の円滑化に向けてあらゆる方策を継続すること。

(4) 地域の雇用を確保するため、経営難や後継者難に陥った中小企業・小規模事業者等の事業承継を促進し、従業員の生活についても、安心して働くことができるよう労働環境整備に係る支援を強化すること。

(5) 復旧・復興工事を効率的に進められるよう、中小企業組合等の組織化を奨励し、組合への一括発注について配慮すること。

## IV 中小企業・小規模事業者の積極的な事業活動を支える環境整備

### 1. 中小企業金融施策の拡充

### 【要望事項】

1. 中小企業の資金調達の円滑化

(1) 中小企業の多様なニーズに沿った各種金融支援策を拡充・継続すること。特に、被災地域への総合的な支援

に加えて、原材料・エネルギーや人手不足等に伴う人件費高騰等の影響を受けた中小企業・小規模事業者に対する資金繰り支援や、生産性向上のための設備投資、新たな活力を生み出す創業資金支援等の資金需要に引き続き万全の措置を講じること。

(2) 信用保証協会の基金補助金を十分確保し、中小企業・

小規模事業者の経営安定化を図るセーフティネット保証を最大限活用すること。

- (3) 中小企業・小規模事業者の経営改善計画策定を支援するなど、金融機関によるコンサルティング機能をより一層発揮することで中小企業金融円滑化法期限後の出口戦略を継続すること。また、自治体の損失補償付制度融資等における求償権放棄に向けた働きかけを強化し、中小企業の円滑な再生への取組みを継続すること。
- (4) 商工中金の組合組織金融としての役割及びセーフティネット機能が一層発揮されるよう、十分な措置を講じること。

## 2. 成長戦略を実現するための金融支援の実施

- (1) 経営者の個人保証に過度に依存しない融資慣行をより一層推進するよう、引き続き各金融機関に対して、「経営者保証に関するガイドライン」の遵守を促すこと。
- (2) 中小企業の設備投資及び新事業展開等のための新たな資金ニーズの対応について万全を期すため、経営革新等支援機関と国、自治体、専門家との連携体制を維持、強化すること。
- (3) 信用保証協会について、中小企業支援機関との連携を強化するとともに、審査の弾力化、審査期間の短縮や迅速な手続き、事務の簡略化、各種保証制度のPRの拡充等を図ること。

## 2. 中小企業・組合税制の拡充

### 【要望事項】

#### 1. 中小企業の生産性向上に資する税制の強化

- (1) 中小企業等経営強化法による固定資産税の特例措置の拡充及び恒久化を図ること。
- (2) 中小企業の賃上げを促進する所得拡大促進税制について、業種による賃金格差も考慮したうえで、税額控除の大幅な引上げを行うこと。
- (3) 中小法人及び協同組合の法人税の軽減税率を引下げ、恒久化を図り、適用所得金額（現行800万円以下）を撤廃すること。
- (4) 外形標準課税の中小企業への適用拡大は絶対に行わないこと。法人事業税の課税の更なる拡大は行わないこと。
- (5) 減価償却制度の定率法を廃止せず、定額法への統一は行わないこと。また、法定耐用年数の大幅な短縮や減価償却制度の簡素化を図ること。
- (6) 前向きな設備投資を阻害する償却資産に係る固定資産税と事業所税は廃止すること。
- (7) 地球温暖化対策税の用途拡大及び森林吸収源対策等の新税導入を行わないこと。
- (8) 留保金課税の中小企業への拡大は行わないこと。
- (9) 中小企業の欠損金の繰越控除の利用を制限しないこと。また、欠損金の繰戻還付制度の適用期限を延長すること。
- (10) 個人事業税の事業主控除額（290万円）の引上げと、

65万円の青色申告控除の拡充を図ること。

- (11) 退職給付引当金や賞与引当金等の損金算入規定を見直すこと。
- (12) 役員給与は原則、全額損金算入とすること。
- (13) 創業後5年間の法人税・社会保険料・登録免許税等の減免など創業時の中小企業の税制上の負担軽減措置を拡充するとともに、エンジェル税制を拡充するなどベンチャー企業への投資促進税制の強化を図ること。
- (14) 印紙税を早急に廃止すること。
- (15) 生産・製造工程などで使用する軽油に対する軽油引取税の免税措置を恒久化すること。

#### 2. 事業承継税制の拡充

- (1) 取引相場のない株式評価方法については、中小企業の実態を適切に反映した評価となるよう、抜本的に見直すこと。
- (2) 事業承継税制について、雇用要件の更なる緩和、非上場株式等に係る相続税の納税猶予割合の80%から100%への引上げ、生前贈与を促す措置など事業承継税制の大幅な拡充を図ること。また、親族外への事業承継の優遇措置の創設や支援体制の強化など、幅広く中小企業の事業承継について必要な措置を講じること。
- (3) 個人事業者等の事業用資産に係る承継時の負担軽減を図る特例措置を講じること。

#### 3. 消費税対策の継続・強化

- (1) 複数税率及び適格請求書等保存方式（「インボイス方式」）を導入しないこと。
- (2) 消費税の適正かつ円滑な価格転嫁を図るための監視を引き続き徹底すること。
- (3) 消費税の外税表示は、事業者が選択できるよう、恒久化すること。
- (4) 外国人旅行者向け消費税免税制度について、中小企業の利用促進を図るための電子情報化等の手続きの一層の簡素化を図ること。
- (5) 個別消費税（ガソリン税、自動車取得税、酒税、タバコ税）や印紙税に係る消費税の二重課税は早期に解消すること。

#### 4. 地域の活性化に資する中小企業の負担軽減

- (1) 商業地における空き店舗を活用した所有者に対する固定資産税・都市計画税の減免措置を講じること。
- (2) 商業地などの宅地に係る固定資産税の負担調整措置を継続するとともに、地価が下落している場合は固定資産税の評価額に修正を加えることができる特例措置を図ること。
- (3) 輸入原材料価格の安定化を図るため、関税制度の見直しを図るとともに、政府売り渡し価格決定に際しては、中小食品製造業の不利益に繋がらないよう十分に配慮すること。

#### 5. 組合関係税制の強化

- (1) 中小企業組合（企業組合、協業組合も含める）の法人税の軽減税率を引下げ、恒久化を図り、適用所得金額（現行800万円以下）を撤廃すること。



- (2) 効率的に設備過剰の解消を図るよう、組合が計画した設備廃棄、設備集約化に対する減免措置を講じること。
- (3) 企業組合において設立後5年間法人税を免除するなどの税制措置を講じること。
- (4) 組合員の倒産等により、団地組合が団地内不動産をやむなく一時取得する場合の登録免許税・不動産取得税及び固定資産税について減免措置を講じること。
- (5) 事業協同組合等に対する法人住民税（均等割）について、法人税と同様に一律の軽減税率を適用すること。
- (6) 地震保険料控除制度に地震火災費用見舞金、地震見舞金を給付する火災共済も対象とすること。
- (7) 共同施設の借入金償還に係る賦課金と減価償却費との差額への非課税措置を講じること。
- (8) 高度化資金の返済金や高度化資金で建設した施設の修理費等を組合が積立金に繰り入れたときは、全額損金算入できるようにすること。
- (9) 中小企業組合の事業活動に必要な寄附金について、被災地の組合を支援する組合及び組合員が出捐する義援金を寄附金控除対象とすること。
- (10) 商品券の未引換分の収益計上の時期の規定の延長など法人税基本通達に定めた規定を見直すこと。

### 3. 中小製造業等の持続的発展の推進

#### 【要望事項】

1. 技術開発支援の中核となる公設試験研究機関への最新機器導入及び更新に対する支援の強化・拡充
2. 知的財産の係争に対する環境整備を図るなど中小製造業等の知的財産活動に対する支援の拡充

### 4. 卸売・小売業、サービス業、物流業に対する支援の拡充

#### 【要望事項】

1. 卸売業・小売業支援の拡充
  - (1) 卸売業の振興・育成を推進する法律の制定を検討すること。
  - (2) 流通業務市街地整備法や都市計画法による業種制限等を緩和するとともに、卸団地内の空き店舗に対する支援措置を創設すること。
  - (3) 市街地や商店街等の駐車違反取締りについては、積み降ろし業務可能な駐車スペースの確保や円滑な道路交通の有効活用等、業務に配慮した支援を講じるとともに、観光バスの路上駐車が交通渋滞の原因となっていることから、包括的な駐車場政策を講じること。
2. サービス業対策の強化
  - (1) インバウンド対応の重要性が高まっているため、海外の文化などに対応したサービスの開発などの取組みを支援する補助金を創設すること。
  - (2) 観光立国実現のため、土産品及び体験型観光の開発、海外クルーズ船の誘致及び地方を回遊する観光ルートの

企画開発など日本版DMO（地域にある観光資源に精通し、地域と協同して観光地域作りを行う法人。）による観光マネジメントのための支援制度を拡充すること。

### 3. 物流対策の強化

- (1) 流通業・物流業において、賃金の見直しを含めた待遇改善や適正価格により、安心・安全な輸送取引が行える措置を講じるとともに、途切れることが許されない社会インフラの次世代を担う人材の確保・育成を推進すること。
- (2) 連携・協働による物流量のムラの緩和や荷受作業の効率化等を図るための環境整備を講じること。

## 5. 優越的地位の濫用に係る独禁法の執行強化

#### 【要望事項】

1. 大企業との間で実質的に対等な競争ができない中小企業・小規模事業者の正当な利益を守るよう、優越的地位の濫用に係る独禁法等の執行を強化するための措置を講じること。
2. 独禁法の審査手続きにおいて事業者の防御権を強化し、適正手続きを保障する措置を講じること。

## 6. 中小企業の実態を踏まえた労働・雇用・社会保障対策の推進

#### 【要望事項】

1. 働き方改革の推進に向けた中小企業への配慮
  - (1) 時間外労働の上限規制等の見直し
 

時間外労働の上限規制の見直しをはじめとする労働基準法の改正に当たっては、その内容について中小企業への懇切丁寧な周知及び相談体制の整備を図ること。

また、月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率（50%以上）の中小企業への猶予措置は、法施行の3年後に廃止の予定であるが、その間、国は長時間労働の抑制に向けた中小企業支援を拡充すること。
  - (2) 同一労働同一賃金に関する法令整備
 

同一労働同一賃金など非正規雇用労働者の処遇改善に当たっては、中小企業に対する関係法令の改正内容、制度内容の周知及び相談体制に万全を期すとともに、施行時期については、働き方改革に取り組む中小企業の実態を踏まえ、十分な周知並びに対応期間を設けること。

また、同一労働同一賃金のガイドライン策定に当たっては、中小企業の実態を踏まえ、慎重な議論の上に策定すること。
2. 中小企業の人材確保・定着支援の強化
 

運輸業、建設業、小売業、サービス業など人手不足業界に対する積極的な就労支援策を拡充・強化すること。

## 長野県産業PR企画展示及び 信州の物産展

全国大会当日、キッセイ文化ホール1階正面ロビーでは、長野県産業PR企画展示が実施され、ものづくり補助金活用事例等を紹介しました。各ブースでは、県内のものづくり企業が集結し、自社製品の強みや技術力の高さについて参加者にアピールしました。

ものづくり補助金活用事例	株式会社ダイシン 株式会社南安精工 株式会社マスターマインド 株式会社NEXAS
ものづくり精密・医療事例	SESSA (中小企業医療機器ネットワーク)
信州ものづくり大賞事例	株式会社マルヒ 株式会社山岸製作所 株式会社ワカ製作所
ものづくり匠・技能事例	長野県時計宝飾眼鏡 商業協同組合



ロビー展示の様子

正面ロビーと1階ホワイエにまたがって、木曾漆器・信州紬・飯山仏壇・松本家具等の信州の伝統的工艺品展示・販売が行われ、県外からの参加者はもちろんのこと、県内参加者も県内の伝統的工艺品に興味深く手に取り、買い求めていました。また、1階ホワイエでは、交流の駅ネットワーク、伝統的工艺品技術伝承事業の紹介パネルが設置され、県内で展開されている観光や技術の継承に関する紹介が行われ、多くの方が足を止めていました。

屋外特設テント及び会場2階のロビーでは、信州の物産展・食ステージとして、県内各地から組合員が連携集結して、33店舗を特設し、NAGANOスタイルな商品を提案・販売しました。信州の秋の味覚であるリンゴや新そば、地酒や菓子を豊富に取り揃えとともに、その場で食べられる「おやき」や「五平餅」などの販売も好評で、県内の名産品を買い求めようとする参加者で大いににぎわいました。



屋外特設テントで名産品を買い求める参加者

500食限定で行われた「信州そばのふるまい」コーナーでは、温かいそばに多くの方が舌鼓を打ち、1時間ほどで500食の配布が終了するほどの盛況ぶりでした。



前日の雨模様から一転、全国大会当日は秋晴れの澄んだ青空が広がりました。キッセイ文化ホール周辺の木々も赤や黄色に色づき信州の秋を感じていただけたのではないのでしょうか。

県内外から多くの参加者を迎え、全国大会を無事終了することができました。ご参加いただきました皆様、ありがとうございました。

## 第69回中小企業団体全国大会前夜祭 “感謝の夕べ”を開催

全国大会前日の10月25日、松本市「ホテルブエナビスタ」にて、太田寛長野県副知事、大村功作全国中央会会長をはじめ、各都道府県中央会会長ほか全国大会関係者等ご来賓にも多数ご臨席いただき、全国大会への弾みにするべく本会主催の前夜祭“感謝の夕べ”を開催しました。

若林邦彦副会長の開式の辞により始まった前夜祭では、主催者として春日英廣会長が「長野県は実りの秋を迎え、紅葉の名所や旬の食材の宝庫です。長野県の素晴らしさを満喫して、明日への弾みにしていただきたい」と歓迎の言葉と翌日開催される全国大会への意気込みを込めて挨拶し、続いての来賓祝辞では、太田寛長野県副知事、大村功



作全国中央会会長よりご祝辞を頂戴しました。

乾杯の前には翌日の全国大会の成功を祈願して、県内外からお集まりいただいた来賓及び全国大会の関係者総勢21名が、揃いの法被をまとい、信州の地酒である大町市の「白馬錦」、松本市の「大信州」、木曾町の「七笑」の酒樽の前で、黒岩清副会長の「よいしょ」という掛け声のもと勢いよく鏡開きを行いました。



木曾ひのき枡による乾杯では、山浦愛幸一般社団法人長野県経営者協会会長から乾杯のご発声を

いただき、にぎやかに祝宴が始まりました。

祝宴中にはアトラクションとして、松本おかみさん会による「信州そば切り音頭」が披露されました。口上が述べられた後、揃いの法被をまとい、そばの種蒔きや刈り取り、そば打ちの動作を交えた軽快な踊りに会場からも拍手が上がり、“感謝の夕べ”に花を添えていただきました。



増沢洋太郎副会長の閉会の辞により“感謝の夕べ”は和やかな雰囲気の中盛会のうちに終わることができました。

**平成30年度(第70回)全国大会は  
京都府で開催決定**

次回の第70回全国大会は、平成30年9月12日に京都市「上七軒歌舞伎練場」で開催することが決定しました。

# 信州の100年企業

社会経済情勢の変遷の中であって多年にわたり事業を継続し、地域社会に貢献してきた老舗企業をご紹介します。

## 第20回

### 株式会社宮澤印刷 (駒ヶ根市)

明治44年、「地域や社会に貢献できる仕事は何か」と考えた宮澤侯三氏が駒ヶ根市仲町にて印刷業「樽沢」を創業しました。創業当時は活版印刷が主流で、文選、植字、製版、印刷、製本の工程がすべて手作業で行われることから、印刷には高度な職人技が要求されていました。2代目宮澤秀雄氏は活版印刷が印刷だと主張していました。

印刷技術が進歩し、オフセット印刷が登場すると、印刷業は瞬間に最新鋭のコンピューターが並ぶハイテク産業に変貌しました。3代目の宮澤宏彰氏が家業に入ってから、会社の10年先の未来を見据え、時代に乗り遅れないよう様々な技術革新をいち早く取り入れました。そして、企画・デザインから印刷、製本までの工程を一貫して自社で行えるシステムの構築が同社の強みとなり、高品質な印刷物を提供することが可能となりました。

近年は、インターネットの普及から電子媒体での情報発信にも力を入れています。顧客のホームページ作成に関するニーズに対応できるよう、専門スタッフを配置するなど、先駆的な取り組みを積極的に行っています。

地域人材の新卒採用にも積極的に取り組み、また社員は正社員雇用にこだわっています。これは、社員を会社の宝と考え、安定した立場を保障するとともに、責任を持って仕事に取り組んでもらうためです。



印刷は刻々と最新の技術が開発されるハイテク産業です。「知らないことでも手を出してみる」挑戦の心で、変化する技術に対応し、顧客からのニーズに合ったサービスの提供を日々追求しています。

宮澤宏彰代表取締役は、「印刷業は地域に密着した産業。それだけに、地域の皆さんに必要とされる会社にならなければ生き残れない」と地域貢献第一の姿勢を話されました。



#### 主なあゆみ

- 1911年(明治44年) 初代宮澤侯三氏が印刷業の「樽沢」を創業
- 1949年(昭和24年) 戦時中の国策で統合されていた上伊那印刷工業組合の解散に伴い、駒ヶ根市本町に本社を移転 2代目宮澤秀雄氏が事業を継承
- 1952年(昭和27年) 有限会社宮澤印刷に法人改組
- 1991年(平成3年) 4度目の移転で現在地に新工場を建設し、本社を移転
- 1992年(平成4年) 創業80周年記念式典挙行
- 1993年(平成5年) 3代目宮澤宏彰氏が代表取締役に就任
- 1996年(平成8年) 株式会社宮澤印刷に法人改組
- 2001年(平成13年) 社屋西側へオフ輪工場増築

#### 株式会社宮澤印刷

駒ヶ根市赤穂4295  
TEL 0265-82-2571 FAX 0265-82-3564

事業内容 印刷、製本、IC基板用フィルム印刷  
創業年 1911年(明治44年)  
創業時の屋号 樽沢  
創業時の事業 印刷業

## ●全国大会特別委員会を開催

10月10日、全国大会特別委員会（議長：大村功作全国中央会会長）をANAインターコンチネンタルホテル東京において開催しました。

同特別委員会では、10月26日、『団結は力 見せよう組合の底力！～地方創生は連携による地域力アップと強力な発信～』をキャッチフレーズに、「キッセイ文化ホール」（長野県松本市）において開催する「第69回中小企業団体全国大会」に上程する決議案等について審議が行われました。

晝田総合専門委員長（岡山県中央会会長）、内池金融専門委員長（福島県中央会会長）、平税制専門委員長（千葉県中央会会長）、田中商業専門副委員長（東京都中央会副会長）、栗原労働専門委員長（神奈川県中央会副会長）、春日工業専門委員長（長野県中央会会長）による各専門委員会における審議結果報告及び出席者の意見を踏まえ、16項目からなる決議案及び宣言案等が決定されました。また、第70回中小企業団体全国大会については、平成30年9月12日（水）に京都府京都市にて開催することが決定されました。



開会挨拶する大村会長



特別委員会



## ●大村会長と平賀全国レディース中央会会長が小池東京都知事と面談

大村会長は、平賀ノブ全国レディース中央会会長と尾崎弘子東京都中小企業団体レディース会会長とともに10月2日、東京都庁にて小池百合子東京都知事と面会し、レディース中央会の活動等について懇談を行いました。



## 信州の伝統的工芸品展示販売会in名古屋を開催

9月21日～23日の3日間、愛知県名古屋市の中日ビル2階イベント広場にて信州の伝統的工芸品の展示販売・製作体験講座を開催しました。

展示販売は、木曾漆器、信州紬、内山紙、南木曾ろくろ細工、信州打刃物、蘭松笠、お六櫛、長野県農民美術、秋山木鉢、信州竹細工、あけび蔓細工、信州手描友禅、飯田水引、松代焼、栄村つぐら、信州からまつ家具、御神酒の口、藍型染など18産地が出展しました。

製作体験講座では、「信州の伝統的工芸品の魅力に触れる」をテーマに松代焼の湯のみ・茶碗の作陶体験、信州からまつ家具の小物・ミニ黒板づくりが行われました。オリジナルの作品を作るということで、体験者の方は作品の出来栄えを工夫し、職人技の難しさや作品を作る楽しさを体験されていました。

名古屋市では初開催となった伝統的工芸品の展示販売会ですが、豊かな自然環境のもと生まれ、優れた職人の手作業によって連綿と受け継がれてきた信州の伝統的工芸品をPRする絶好の機会となりました。



## 平成29年度上半期「地域発！いいもの」として選定

～長野県時計宝飾眼鏡商業協同組合～

長野県時計宝飾眼鏡商業協同組合(中澤國忠理事長、組合員67名)の「信州 匠の時計修理士検定」がこのほど、平成29年度上半期「地域発！いいもの」として選定されました。

『地域発！いいもの』選定は、地域で行われている「ものづくり産業振興」、「技能者育成」等に関する特色ある取り組みや制度を「地域発！いいもの」として選定し、広く周知することで、地域における技能振興や技能尊重の機運を高め、地域の活性化を図ることを目的に中央職業能力開発協会が厚生労働省の委託事業として年に2回実施しています。上半期は全国10都県から11の取り組みが申請され、有識者からなる選定委員会が、独創性、地域特性の活用、他者による応用性などの観点から審査を行い、5つの取り組みが選定されました。

同組合では、機械式腕時計の修理技能者が激減する中、機械式腕時計の機能・構造・分解掃除・故障修理・時間調整等に関する知識技能の講習会や技能評価試験を独自に実施し、高度な修理技能者を育成し、技術・技能の継承を行っています。年1回開催される検定試験は、平成16年の試験開始以降、平成28年度までに243名が認定を受け、信州のみならず関東一円において修理士として活躍しています。

中澤理事長は、「組合でこつこつと積み重ねてきたことが評価されて嬉しい。今後も、多くの修理技能者を送り出し、機械式腕時計の魅力や町の時計店の強みを広めていきたい。」と話しています。



表彰楯を持つ中澤國忠理事長

## ものづくり大賞NAGANO2017表彰式 NAGANOものづくりエクセレンス2017認定式が開催されました

10月20日、長野市ビッグハットにて「ものづくり大賞NAGANO2017表彰式」及び「NAGANOものづくりエクセレンス2017認定式」が開催されました。

長野県内のものづくり企業を応援する「ものづくりNAGANO応援懇話会」では、毎年優れたものづくり企業を「ものづくり大賞NAGANO」として表彰しています。

8回目となる今年も、エントリー企業の中から「大賞」、「きらりと光る技術賞」、「特別賞」の表彰が行われ、さらに当日、大賞の中からグランプリを決定・表彰しました。また、長野県がものづくり企業の優れた技術・製品を認定する「NAGANOものづくりエクセレンス」の認定式も同時に行われました。



ものづくり大賞NAGANO表彰式記念撮影の様子



ものづくりエクセレンス認定式記念撮影の様子

10月20日、21日に開催された「産業フェア in 信州2017」の開会式に引き続き実施された表彰式・認定式は、太田寛長野県副知事が出席してプレゼンターを務められました。

「ものづくり大賞」には株式会社ワカ製作所（麻績村 若林佳之助代表取締役社長）、株式会社マイクロ発條（諏訪市 小島拓也代表取締役社長）、株式会社コシナ（中野市 小林博文代表取締役社長）の3社が受賞し、グランプリには、株式会社マイクロ発條が選ばれました。

「きらりと光る技術賞」には、中村製作所株式会社（箕輪町 宮原友保代表取締役会長兼社長）が受賞し、「ものづくりエクセレンス」には、株式会社山岸製作所（長野市 山岸章代表取締役社長）、株式会社マルヒ（飯田市 後藤大治代表取締役社長）、株式会社エーアイテック（松本市 大林泰彦代表取締役社長）、株式会社ヤマザキアクティブ（坂城町 山崎忠承代表取締役社長）をはじめ、11企業（大賞・技術賞受賞企業を含む）が認定されました。

「特別賞」には、伊東産業株式会社長野支社（長野市）、志水木材産業株式会社（南木曾町）、株式会社キャスト（青木村）の3社が選ばれ、賞状授与のプレゼンターとして春日英廣本体会長がそれぞれの企業に表彰状を手渡されました。

本年度受賞・認定の一覧と大賞・エクセレンスの詳細については、以下のホームページをご覧ください。次年度以降ご応募の際には本会にて支援いたしますので、ぜひお申し出ください。

ものづくりNAGANO応援懇話会 <http://mono-n.com/index.html>  
長野県ホームページ <https://www.pref.nagano.lg.jp/>



「特別賞」のプレゼンターを務める本会 春日英廣会長

ものづくりエクセレンス

検索

## ものづくり補助金成果事例展示・発表会を開催します

3年目の今回は、県内19社が「新価値創造展2017」（主催：独立行政法人 中小企業基盤整備機構）の長野県中小企業団体中央会コーナーに共同出展！

平成24年度補正～平成27年度補正事業の取り組み成果を中心に展示・発表します。

上京のおり等にご参加ください。

- 会 期 平成29年11月15日(水)～17日(金) 10:00～17:00
- 入 場 料 無料
- 会 場 東京ビッグサイト(東京都江東区) 東7・8ホール
- 出展社数 約610社

出展一覧(所在地は補助事業の実施場所)

事業所名	所在地	事業所名	所在地
飯山精器株式会社	中野市	セラテックジャパン株式会社	長野市
株式会社エスケー精工	上田市	株式会社 ちの技研	茅野市
岡谷熱処理工業株式会社	岡谷市	東京モートロニクス株式会社	御代田町
株式会社 荻原製作所	下諏訪町	夏目光学株式会社	飯田市
株式会社 共進	諏訪市	株式会社ナンシン	飯島町
株式会社公害技術センター	長野市	株式会社日誠イーティーシー	上田市
コトヒラ工業株式会社	東御市	有限会社原製作所	上田市
サンニクス株式会社	松本市	株式会社ヒューブレイン	松川町
株式会社 ジェー・ピー・イー	上田市	株式会社ロータステクノ	須坂市
信光工業株式会社	長野市		

お問い合わせ先

**ものづくり事業推進部** TEL：026-228-1208 E-mail：follow@alps.or.jp

## 軽減税率対策補助金の締め切り迫る

軽減税率対策補助金とは、消費税軽減税率制度(複数税率)への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方々が、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などを行うにあたって、その経費の一部を補助する制度です。

### A型 複数税率対応レジの導入等支援

複数税率に対応できるレジを新しく導入したり、対応できるように既存のレジを改修したりするときに使える補助金です。

※レジには、POS機能を有していないレジ、モバイルPOSレジシステム、POSレジシステムなどを含みます。

【補助額等】1台あたり20万円上限(補助率2/3)複数台は200万円上限

※申請内容により補助率等が異なります。

### B型 受発注システムの改修等支援

電子的な受発注システム(EDI/EOS等)を利用する事業者のうち、複数税率に対応するために必要となる機能について、改修・入替を行う場合に使える補助金です。

※補助上限額は、申請内容によって異なります。詳細は、以下のホームページでご確認ください。

申請受付期限

A型及びB-2型：平成30年1月31日までに申請(事後申請)

B-1型：平成30年1月31日までに事業が完了するように申請(事前申請)

※交付決定以前に作業に着手した場合は補助対象になりません。

詳細は、軽減税率対策補助金のホームページ(<http://kzt-hojo.jp/>)をご確認ください。



全国どちらの企業にも  
無料派遣

厚生労働省

平成29年度厚生労働省委託「職務分析・職務評価普及事業」

## 同一労働・同一賃金の実現に向けて 職務分析・職務評価コンサルティング企業募集

### パートタイム労働者の活用についてお悩みを持つ企業をサポートします

厚生労働省では、パートタイム労働者の待遇が働きや貢献に見合ったものとなるよう、「職務分析・職務評価」のコンサルティング事業を行っています。

人手不足が深刻な現在、優秀な人材の獲得・定着化は、企業の共通の課題となっており、雇用する人材が多様化する中、正社員だけでなく、パートタイム労働者においても同様となっています。

パートタイム労働者の活用を進め、企業の成長に繋げていくためには、パートタイム労働者の納得度を高め、公正な待遇を実現し、能力発揮を促す仕組みを整備することが必要です。

#### 職務分析・職務評価とは

職務分析・職務評価は、パートタイム労働者の担う職務内容を正確に把握し、パートタイム労働者と正社員の間の均等・均衡待遇の状況を確認することや、パートタイム労働者の人事制度を見直す上で、有効なツールです。

この職務分析・職務評価の手法を用いて、パートタイム労働者と正社員の均等・均衡待遇の状況把握やパートタイム労働者の人事制度の見直しを検討する企業を支援する外部専門家（職務評価コンサルタント）を無料で派遣します。お気軽にお申し込みください。

#### 職務評価コンサルタントによる支援内容

- パートタイム労働者の職務(仕事)の棚卸し
  - 均等・均衡待遇の状況チェック
  - 職務評価の実施
  - パートタイム労働者の活用方針の作成
- 標準的な派遣回数 は 1社あたり 6回程度です。
  - 訪問日時は企業のご都合に合わせてみます。

#### 職務評価を実施するメリット

パートタイム労働者活用上の課題	実施によって可能となること
正社員とパートタイム労働者の待遇の違いについて納得度を高めたい	正社員とパートタイム労働者の処遇の違いを職務の違いとして説明できる
パートタイム労働者の将来的なキャリアをイメージさせ、モチベーションの維持・向上を図りたい	期待する職務を説明することで、今後のキャリアが明らかになり、モチベーションの維持・向上につながる
計画的にパートタイム労働者を育て、活躍できる環境を整えたい	担う職務が明らかになることで、必要な知識・スキルが分かり、適切な育成機会を付与できる

お申込み 職務分析・職務評価普及事業ホームページ  
<http://www.part-estimation.jp/consulting/>

職務分析・職務評価 コンサルティング

検索

お問い合わせ PwCコンサルティング合同会社 職務分析・職務評価事務局(委託先)  
E-mail [kanri@part-estimation.jp](mailto:kanri@part-estimation.jp)  
TEL 03-6869-2015 FAX 03-6869-0876

# 好機逸す べからず

「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol.99

セラテックジャパン株式会社（長野市）

独立系加工専門メーカーとして技術の幅を広げ、あらゆる加工ニーズに応える企業を目指す。



非接触式3次元測定機

## 自主独立の道を歩む

セラミックスやガラスなど硬くてもろい脆性材料の高精度加工に特化し、電子部品・光学部品メーカーから高く評価されているのが、セラテックジャパンです。



脆性材料の加工工程

同社はもともと下請けとしてセラミックス等の切断を手がけていました。独自に創意工夫を重ね、加工精度を高めるとともに大幅なコストダウンに成功し利益体質を確立。切断から研削、研磨（ラッピング、ポリッシング）と技術領域を広げ、業容拡大を図りました。そして独自技術を武器に下請けからの脱皮を図ろうと、自らの営業努力で直接受注を獲得していく経営に転換。以来、「提案型加工サービス」を提供する加工専門メーカーとして、系列や特定企業に依存しない自主独立の道を歩んでいます。

現在、電子部品に使われる各種セラミックス、ガラス、機能結晶などのラッピング加工、ポリッシング加工の受注が多く、忙しい毎日です。

「電子部品の高効率化に欠かせない、ヒートシンクと呼ばれる熱伝導性にすぐれた絶縁材料を高精度に加工する技術があり、特にその注文が集まっています」と西野入隆取締役事業推進部長。他社では難しい加工に対応できる技術的優位性により、大手市場企業を中心とする顧客から厚い信頼を得ています。

## 加工技術で困り事に対応する会社に

「お客様からの図面に研磨だけでなく、穴開け加工の仕様が入っていることがあります。それは本来当社の得意技術ではありませんが、それも含めて加工できれば当社にとってさらに大きな強みになると取り組みました」既存技術で業績が伸び



超音波ユニットを取り付けたマシニングセンター

ている同社ですが、それに甘んじることなく顧客の新たなニーズをくみ取り新しい技術を確立していこうと、ものづくり補助金を活用。非接触式3次元測定機、位置決め精度を高める芯出し顕微鏡、マシニングセンターに取り付ける穴開け加工用の超音波ユニットを導入しました。高精度な穴開け技術を取り込み、ウエハプロセスの製造技術を確立しました。

西野入部長は同社の将来構想について次のように話します。「電子部品など既存分野にとらわれず、お客様のニーズをできるだけ取り込み、加工技術のレパートリーを広げていきたい。加工技術でお客様の困り事に対応する会社として業界で認知されていきたい」

同社は平均年齢30代前半。若者の採用、育成に積極的で、子育て支援や働きやすい職場環境づくりにも力を入れています。2015年には子育てサポート企業として厚生労働省が認定する「くるみん」認定、「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証を受け、16年には「ユースエール認定」制度において長野県初の認定企業となりました。



芯出し顕微鏡

育児休暇制度の取得率は比較的高く、復帰率は100%。それは職場部署内はもちろん、部門を超えた社員同士の協力体制の賜です。



## セラテックジャパン株式会社

代表 代表取締役社長 平林 明  
創業 1968（昭和43）年11月  
資本金 1億円  
本社 長野市篠ノ井岡田500



TEL026-293-9666 FAX026-293-9667

事業内容 各種セラミックス、ガラス、水晶、石英、機能結晶等の加工など

# 好機逸すべからず

「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol. 100

大雪溪酒造株式会社（池田町）

「強みを発揮しないと生き残れない」  
安全・安心と酒質向上を目指して設備投資。



自家精米設備

## 普通酒の酒質向上に力入れる

1898（明治31）年創業の大雪溪酒造。日本三大大雪溪のひとつが白馬岳にあることにちなんだ銘柄「大雪溪」は1953（昭和28）年、全国新酒観評会で最優秀賞に輝き、皇室献上酒にも選ばれました。



蔵元直営店「花紋大雪溪」に「大雪溪」が並ぶ

地元で親しまれる酒造りをポリシーにした同社商品の8割を普通酒が占め、県内中堅クラスの生産量を維持。その約9割が長野県内で消費されています。

清酒消費量が落ち込む中、純米酒や吟醸酒といった特定名称酒は増加傾向にあり生産に力を入れる酒蔵が多く、県内では特定名称酒比率が6割に上ります。その中で普通酒が8割という実績は、毎日飲まれる酒をよりおいしくするための同社の努力が地元で認められてきた成果ともいえます。

「普通酒の酒質向上に力を入れるとともに、より多くの消費者に届けられるようスーパー・コンビニなど大きなチャンネルでの販売にも力を入れています」と話す薄井結行専務取締役は、現在34歳。

薄井専務はこう続けます。「とはいえ世の中のニーズに応え、特定名称酒の比率をもっと高めていきたい。そのための設備投資をしようと、ものづくり補助金を申請しました」。

れを自動化するパストライザーと打栓機を導入し、さらに自己資金で充填機、ラベル貼り機なども加え、既存の瓶詰めラインを一新しました。

また同社では自家精米機を導入しています。原料の酒米は地元契約農家を中心に長野県内から調達していますが、共同精米では他の米と混ぜってしまうためです。さらに精米後の糠を精米歩合ごとに自動で仕分けする設備も整えました。

「少子高齢化、若者のアルコール離れが続く中、安全・安心と酒質向上を図り、より多くの販売チャンネルに置いてもらえる商品づくりをしていきたい。他社にはできないアイテムをより多くのお客様に発信できる当社の強みを発揮していかないと将来生き残れないと思っています」。思い切った設備投資はこの強い危機感からでした。

同社のもうひとつのキーワードは「発信力」。

築150年の蔵元の主屋を再生し、直営店限定商品を含む同社商品を販売する蔵元直営店「花紋大雪溪」をオープン。重厚な佇まいの古民家や庭園も開放しリピーターを増やしています。英語ができるスタッフを入れ、海外の展示会にも積極的に出展しています。



大型のパストライザー

## 既存ビン詰めラインを一新

平成26年度補助金では、商品の安全・安心に問題があるとされるアルミを使った既存上槽設備（藪田式ろ過圧搾機）をアルミ不使用の新設備に更新。平成27年度補助金で瓶火入



アルミ不使用の新しい上槽設備（藪田式ろ過圧搾機）



## 大雪溪酒造株式会社

代表 代表取締役 薄井敦行

創業 1898（明治31）年

資本金 2,000万円

本社 北安曇郡池田町会染9642-2

TEL0261-62-3125 FAX0261-62-2150

事業内容 清酒製造





交流の駅は、信州の各地域にある交流施設です。地域の暮らしの中に溶け込むことで、ありのままの暮らしを感じ、それぞれの施設で特色ある交流を提供しています。

今月は9月号、10月号に引き続き14拠点のうちの2拠点を紹介します。魅力あふれる信州で、素敵な交流を体験してみませんか。

## 南信 交流の駅 上諏訪

諏訪地方観光連盟公認の御柱ガイドである「まちなか観光案内人」が諏訪大社「上社」「下社」の違いや御柱祭についてわかりやすくガイドするので、より深く理解できます。

### ◆こんな交流ができます

#### 諏訪の浮城 「高島城」周辺散策コース

どなたでもご参加できます。御柱体験ひろばで、御柱を体験後、三之丸跡、丸高味噌を訪れ、諏訪の浮城「高島城」へ。運が良ければ、天守閣から富士山も望めます。

#### 上諏訪まち歩き 「酒の街・諏訪」 諏訪五蔵紹介

御柱体験ひろばで、御柱を体験後、三之丸跡、高島城を巡り、小路で諏訪の温泉を。八剱神社参拝後、甲州街道沿いに5軒ある酒蔵、諏訪五蔵を紹介。酒蔵巡りで利き酒もできます。

### ◆運営主体

#### 諏訪湖温泉旅館協同組合

〒392-0021 長野県諏訪市上川1-1662

TEL 0266-52-7155 FAX 0266-58-9613

URL <http://www.suwako-onsen.com>



## 南信 交流の駅 伊那

伊那市は高遠の桜が大変有名です。この他にも多くの魅力がある伊那市を多くの方に知っていただくため、農家民泊や様々な体験を提供し、地域の活性化に取り組んでいます。

### ◆こんな交流ができます

#### 農家民泊

伊那市内の農家での、1泊2日の民泊です。季節によって、収穫体験や畑仕事、枝打ちなどの農林業を体験できます。1農家に3～5名で民泊し、食事は地元の旬の食材を使った郷土料理が味わえます。

#### 信州伊那農家民泊3つのイーナ

1. 田舎のお父さんやお母さんの「心を込めたおもてなし」や「ほんもの体験」を提供
2. 県簡易宿泊所の許可を取得し、24時間体制でスタッフが滞在をサポート
3. 2つのアルプスに囲まれた雄大な自然が織りなす農業体験や歴史・文化・食体験

### ◆運営主体

#### 一般社団法人伊那市観光協会

〒396-8617 長野県伊那市新田3050

TEL 0265-78-4111 FAX 0265-78-4131

URL <http://inashi-kankoukyoukai.jp>





## 出資証券の性質

組合加入者から出資金の払い込みがあった際には、どのような手続きを行っているでしょうか。出資金は組合財政の基盤をなす重要なものです。今回は、出資証券の性質についてご紹介します。

出資証券の発行は、法律に定められたものではありません。組合が任意に発行するものであり、その性質も「証拠証券」に限定されます。株券等の有価証券との違いは以下の表のとおりです。

証 券	証拠証券	財産法上意味のある事実が記載され、その証明に役立つ書面 例) 出資証券、預金通帳、領収書などの証明書
	有価証券	有価証券はそれ自体に財産的価値を有し、財産的価値のある私権を表章する証券で、権利の移転・行使が証券によってなされるもの 例) 手形、小切手、倉荷証券、債券、株券等

出資証券は、組合員が組合に対して有する出資口数の証明書の役割しかありません。出資証券の発行は任意ですが、出資金を受け取った証拠として出資証券を発行することが組合運営上は望ましいです。

出資証券を売買したとしても、組合が出資証券購入者に出資金の返還をする必要はなく、出資証券を購入したからと言って組合員になることはできません。

組合への加入が認められるのは、組合員資格を持ち、組合が定款で定める地区内に事業所を有している事業者・個人に限定されます。また、組合持ち分の譲渡には、組合の承諾が必要であり、承諾を得ずして移転した出資証券の効力は認められません。

### ○出資証券の質入れ、担保について

組合出資証券の質入れを禁止する法律規定は何もないので、質入れは可能ですが、出資証券は自由に譲渡できず、それ自体換金価値を有する有価証券ではないので、質権の対象物たりえる価値はほとんど有していません。したがって組合としては、出資証券の質入れに承諾を与えないことを原則とすべきと考えます。

### ○出資証券紛失の取り扱いについて

出資証券は、市場性を有する証券ではありませんので、一般の有価証券と同様に扱う必要はなく、例えば預金通帳、領収書等の紛失の場合の取り扱いと同様、組合員より紛失届を提出させ、それにより組合は新たに証券を再交付するだけで差し支えありません。したがって、公示催告の手続きは必要ありません。

出資証券に関してご不明な点につきましては、本会指導員へご相談ください。

## 事業承継 (総論)



弁護士 山際 悟郎

### 1 中小企業の事業承継における現状と課題

2015年に行われた調査によると中小企業経営者の最多年齢は66歳であり、今後、2020年までに約30.6万人の中小企業経営者が新たに70歳に、約6.3万人が75歳に達すると言われています。経営者の平均引退年齢が67歳～70歳とされていますので、このまま事業承継が行われないうまま廃業となると、雇用や技術が喪失し、地域経済ひいては日本経済に大きな悪影響を及ぼすこととなります。

そのため事業承継を円滑に行うことは、雇用や技術を守り、地域経済を活性化するためにも重要ですが、後継者不足や経営者保証の問題などから承継が進んでいないという現実があり、大きな社会問題となっています。

### 2 事業承継の3類型

事業承継には、①親族内承継、②役員・従業員承継、③第三者承継(M&A等)があります。

①親族内承継は、現経営者の子をはじめとした親族に承継させる方法をいいます。息子や娘が後継者の典型ですが、娘婿や兄弟姉妹が後継者となる場合もあります。②役員・従業員承継は、親族以外の役員・従業員に承継する方法です。従業員が内部から昇格するほかに、社外から後継者を招聘する場合もあります。③第三者承継(M&A等)は、事業譲渡等により親族・役員・従業員以外の第三者へ承継を行う方法です。

これら、事業承継の3つのタイプの詳細につきましては、次回以降の本コラムにて、それぞれ改めて解説する予定です。

### 3 事業承継の構成要素

事業承継には、①人(経営)の承継、②資産の承継、③知的資産の承継が必要です。

①人(経営)の承継とは、後継者への経営権の承継をいい、会社であれば代表取締役の交代をいいます。②資産の承継とは、事業を行うために必要な資産(株式、事業用資産、資金等)を承継することをいいます。③知的資産の承継とは、人材、技能、知的財産、組織力、経営理念、顧客など、財務諸表には表れてこない経営資源を承継することをいいます。

これらの承継を円滑に進めるためには、まず、現経営者が事業承継に向けた準備の必要性を認識することが必要であり、次に経営状況・経営課題等を把握した上、事業承継に向けた経営改善をすることが必要となります。その上で、事業承継計画を策定し、事業承継を実行していくこととなります。

経営状況・経営課題の把握に際しては、株式・株主の状況や役員の状況、相続関係、会社の資産状況等を把握することが必要です。また、事業承継を円滑に進めるため、会社の負債や現経営者が取引金融機関等に負っている保証債務の整理(免除や圧縮)、すなわち経営者保証の問題を解決しなければならない場合もあります。

### 4 事業承継における弁護士の役割

事業承継を行うためには、相続関連法や会社法等、高度な法律知識が必要です。また金融機関との交渉等複雑な利害関係の調整も必要となりますが、弁護士は、法律の専門家として、多岐にわたる事業承継の法的課題を検討し、相続争い等のトラブル発生を未然に防いだり、問題点があれば解決のお手伝いをさせていただくことが可能です。

事業承継の準備には、後継者の育成期間も含めれば5年～10年程度を要すると言われており、早めに着手する必要があります。

長野県弁護士会では、事業承継問題を支援するため、相談態勢の整備等に取り組んでいます。事業承継に向けた準備をお考えの経営者の皆様の身近に相談できる弁護士がいない場合は、中小企業団体中央会を通じて、長野県弁護士会までお気軽にご相談ください。

# 11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です。

## 長野労働局労働基準部監督課

平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

今回は、この機会に企業の皆様に取り組んでいただきたいことなどをご紹介します。

### 労働時間等の現状

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、いまだに長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数についても依然として高い水準で推移するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

### 過重労働と健康障害の関連性

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなると、業務と脳・心臓疾患との関連性が強まります。

### 過重労働による健康障害を防止するために

#### ①時間外・休日労働時間を削減しましょう。

- 36協定（時間外労働・休日労働に関する協定）で定める延長時間は、限度基準に適合したものとする必要があります。
- 特別条項付協定により月45時間を超える時間外労働が可能な場合にも、実際の時間外労働は月45時間以下とするよう努めましょう。
- 休日労働についても削減に努めましょう。

#### ②年次有給休暇の取得を促進しましょう。

- 年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくり、計画的付与制度の活用により、年次有給休暇の取得促進を図りましょう。

#### ③労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- 健康管理体制を整備するとともに、健康診断を実施しましょう。
- 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。

### 賃金不払残業を解消するために

- ①職場風土を改革しましょう。
- ②適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。
- ③労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化しチェック体制を整備しましょう。

# ETC

## 各種サービスのご紹介

### 大口・多頻度割引制度（後払制度）

日本高速道路(株)発行の ETC コーポレートカードを使用して、ETCシステムにより高速道路通行料金を支払う組合員に対し利用実績に応じて割引されます。  
但し、1台月額3万円以上となります。

### 法人会員の ETC カードによる割引制度（後払制度）

上記、大口・多頻度割引制度に該当しない組合員のために当組合のETCクレジットカードを使用して、利用実績に応じてマイレージ割引をいたします。

ETC 車載器の  
販売、セットアップ  
できます。

**ITS-TEA**  
一般財団法人 ITSサービス高度化機構

申込み・問い合わせは

(協) 長野県商工振興会

<http://www.alps.or.jp/shoko/>

〒380-0936 長野市岡田 131-10 中小企業会館内

TEL(026)291-4567 / FAX(026)228-3511

ながの共済  
傷害共済

## 経営者の労災24時間

中小企業経営者のベストパートナー

# 経営者傷害共済 (傷害共済K型)

企業防衛の第一歩は、経営者への備えから!

ケガによる死亡補償

2,000<sup>※</sup>万円

後遺障害・入院・通院も対象となります。

※満75歳以上の方は、1,000万円となります。

詳細はパンフレットをご覧ください。

継続は  
85歳まで!

- 24時間補償 ●業種や職種、年齢にかかわらず一律の共済掛金
- 法人で負担した共済掛金は損金計上可能



ながの共済

長野県福祉共済協同組合

〒380-0936 長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館3階

☎0120-86-9431

【北信支部】長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館3階  
 【東信支部】上田市常田2丁目20-26 トキダビル3階  
 【中信支部】松本市中央1丁目23-1 松本商工会館3階  
 【南信支部】諏訪市高島2丁目1201-40 RAKO華乃井ホテル ハレス1階  
 【飯田支所】飯田市主税町3-1 いいだ会館3階

TEL.026(269)0885  
 TEL.0268(24)1789  
 TEL.0263(33)0510  
 TEL.0266(78)4033  
 TEL.0265(24)7099





J R 長野駅善光寺口より徒歩 1 分の好立地



上質で優雅な時間を過ごす ゲストルーム&ロビーラウンジ



感謝と祝福の笑顔が溢れる メトロポリタンウエディング



旬の味覚と確かな技が喜びを創りだす レストラン&バー



## Hotel Metropolitan Nagano

ご利用に便利な JR 長野駅前  
長野駅ビル MIDORI と直結の  
ホテルメトロポリタン長野  
スペースを贅沢に使った  
優雅なレストラン・バーや  
機能性の高いバンケットルーム  
開放感溢れるガーデンチャペル  
そして

7 タイプ全 235 室の客室まで  
グランドホテルにふさわしい  
グレードと快適さを整えて  
皆様をお迎えいたします



 ホテルメトロポリタン長野

TEL : 026-291-7000

FAX : 026-291-7007

<http://www.metro-n.co.jp>

※写真は全てイメージです

# 経営者・役員・従業員とそのご家族の 安心の保障を準備するために 中央会の共済制度をご活用ください。

BEST/パートナー  
三井生命



## 従業員のための 退職金準備に 特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、  
安定した退職金準備が  
できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社  
三井生命保険株式会社



## 経営者・従業員のための 万一の保障 団体扱生命保険

団体扱\* (月払)の場合、  
一般扱(口座振替月払等)で  
ご契約いただくよりも、  
保険料が割安になります!

**オーナーズプラン**  
経営者の  
各種リスクマネジメントのために  
**パートナーズプラン**  
役員・従業員の皆さまの  
保障準備をサポート



## 業務上の災害への備えに 業務災害補償保険

事業活動にかかわる  
従業員さまのケガなどのリスクを  
カバーする保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社  
三井住友海上火災保険株式会社  
業務災害補償保険 取扱代理店  
三井生命保険株式会社



- \* 団体扱とは、長野県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。
- ※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせください。
- ※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおりー約款」および長野県中小企業団体中央会の「退職金共済規程(規約・規則)」等を必ずご覧ください。

三井生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

三井生命保険株式会社 松本支社

〒390-0815 長野県松本市深志1-2-11 昭和ビル9F TEL:0263-34-3585 <http://www.mitsui-seimei.co.jp/>

長野営業部 TEL:026-226-2820 松本営業部 TEL:0263-35-8519 飯田営業部 TEL:0265-24-4980  
諏訪営業部 TEL:0266-52-1356 あづみ野営業部 TEL:0263-84-0256 東御営業部 TEL:0268-64-5413  
上田営業部 TEL:0268-24-2755 佐久営業部 TEL:0267-62-0358

三井-KB-2017-15 (損保)B-2017-23 (2017.5)  
B-2017-1097 (2017.5) 使用期限 2018.3.31

# 毎月8日は 「信州地酒で乾杯の日」です

平成27年12月17日「信州の地酒<sup>(※)</sup>普及促進・乾杯条例」が施行されました。この乾杯条例は、酒造りに適した気候風土のもと、銘酒が多く製造される信州において、県民が正しい知識をもって個人の嗜好を尊重した地酒で乾杯することを通じ、地域資源である地酒の一層の普及をすすめ、地域の活性化を図ることを目指して制定されました。

また、この乾杯条例に基づき平成28年12月8日に、毎月8日は「信州地酒で乾杯の日」が制定されています。これは、8の字が乾杯の際の杯やグラスを重ね合わせる形を連想させることから、毎月8日を「信州地酒で乾杯の日」として、信州の地酒での乾杯促進と消費拡大を進めるために定められたものです。

まずは毎月8日の乾杯の日から、そして日々の乾杯も「信州地酒で乾杯！」していきましょう。信州地酒のある食卓を通じて、信州の豊かさを家族や仲間と共有しませんか。

※地酒：長野県で製造される清酒、ワイン、ビール、その他の酒類



## 長野県産業労働部 日本酒・ワイン振興室

TEL 026-235-7126 FAX 026-235-7197 E-mail jizake@pref.nagano.lg.jp  
URL <http://www.pref.nagano.lg.jp/jizake/kanpai>

飲酒は20歳になってから／妊娠中や授乳期の飲酒は避けましょう／  
飲酒運転は法律で禁止されています／お酒はおいしく適量を／飲んだあとはリサイクル

☆働きやすい職場環境づくり  
「企業の社会的責任 (CSR)」を果たすとともに「あらゆる差別の撤廃と人権教育の推進」に邁進しましょう。

地球に優しい企業人の皆様へ  
“あなたにもできる。

ライフスタイルの見直しで、  
1人1日1kgのCO<sub>2</sub>削減”

わが社にも**退職金制度!**  
「中退共」は、中小企業のための国の退職金制度です。掛金助成や税法上の優遇が受けられ、社外積立だから管理も簡単。退職金はぜひ中退共におまかせください。  
【お問合せ先】(独)勤労者退職金共済機構  
中小企業退職金共済事業本部  
☎03(6907)1234

知恵と力を合わせて信州を元気に

## 月刊 中小企業レポート MONTHLY REPORT

2017

11

No.492

第492号 平成29年11月10日発行  
購読料年間 3,000円 (消費税・送料込み)  
発行人 佐々木正孝  
発行所 長野県中小企業団体中央会  
長野市中御所岡田町 131-10  
長野県中小企業会館内 4F  
TEL.026-228-1171  
印刷所 カシヨ株式会社

# 地域の中小企業と、未来を描く。

地域の経済を支える、中小企業のみなさまのために。  
商工中金はさまざまな関係機関と連携して、そのビジネスをサポート。  
豊かな地域社会の実現に向けて貢献してまいります。

## 商工中金



長野支店 026(234)0145

諏訪支店 0266(52)6600

松本支店 0263(35)6211

〒380-0814 長野市西鶴賀町1483-11  
●長野電鉄榑堂駅下車(勤労者女性会館しなのき隣)

〒392-0026 諏訪市大手1-14-6  
●上諏訪並木通り

〒390-0811 松本市中央2-1-27  
●松本郵便局筋向い(松本本町第一生命ビル1階)

商工中金は、国とともに、中小企業をサポートする金融機関です。



人を思う。未来を思う。

商工中金